

下呂市告示第 122 号

景観法第 19 条 1 項の規定に基づき、下呂景観条例 2 項の規定により、景観重要建造物を指定するものとして告示します。

令和 4 年 6 月 1 日

下呂市長 山 内 登

1 指定番号及び指定の年月日

下呂市景観重要建造物 第一号 令和 4 年 6 月 1 日指定

2 名称及び所在地

奥飛騨酒造本店 岐阜県下呂市金山町金山 1 9 8 4 番地

3 外観の特徴

市内には珍しいうだつ（防火壁）の上がる日本家屋。縦格子、板壁、漆喰壁が使われており歴史を感じさせる佇まい。

4 景観法 19 条第 1 項に規定する土地その他の物件の範囲

土地の範囲：岐阜県下呂市金山町金山 1 9 8 4 番地 1 の土地の一部

物件の範囲：岐阜県下呂市金山町金山 1 9 8 4 番地店舗、木造瓦葺 2 階建て